

ローカル SDGs 四国（LS 四国） アドバイザー運用要領

（助言等の範囲、対象等）

第1条 アドバイザーは、その専門分野における知識・経験、SDGs 達成に向けた国内外の動向や知見が豊富であり、企画・運営委員会及び分科会等の運営や事業全般に対して有益な助言を行うことができる個人とする。

2 アドバイザーによる助言等の対象（以下「対象者」という）は、次に掲げるものとする。

- (1) 会員
- (2) 分科会
- (3) 企画・運営委員会
- (4) 課題解決支援チーム

（アドバイザーの登録）

第2条 アドバイザーは、企画・運営委員会にて候補者を選定し、ローカル SDGs 四国共同代表（以下「共同代表」という）から依頼し登録するものとする。

2 アドバイザー登録の依頼を受けた者は、承諾の場合には、ローカル SDGs 四国アドバイザー就任書（様式第1号）を共同代表へ提出するものとする。

3 共同代表は、前項の規定による提出を受けたときは、その内容を企画・運営委員会に諮り、審査し、登録を決定したときは、ローカル SDGs 四国アドバイザー就任認定証（様式第2号）を交付するものとする。

（アドバイザーの資格要件）

第3条 アドバイザーは、企画・運営委員会が適当と認める者とする。

（アドバイザーの登録期間）

第4条 アドバイザーの登録期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（アドバイザーの経費）

第5条 LS 四国からのアドバイザーに対する経費負担は当面の間行わないものとする。

2 当面の間は、他の既存制度等を活用することができる。

（アドバイザーの依頼）

第6条 アドバイザーの助言等を受けようとする対象者は、ローカル SDGs 四国アドバイザー依頼書（様式第3号）を共同代表に提出しなければならない。

（アドバイザーの派遣）

第7条 共同代表は、前条の依頼があったときは、当該対象者の依頼内容を検討し、当該アドバイザーに対し依頼を行うものとする。

- 2 当該アドバイザーが依頼を承諾した場合、事務局は、対象者に承諾の連絡するものとする。
- 3 前項の連絡を受けた対象者は、当該アドバイザーと直接連絡を取り、依頼内容の調整を行うことができるものとする。
- 4 助言等は、1件について1人のアドバイザーが行うものとする。ただし、必要に応じて複数のアドバイザーが助言等を行うことができる。

(結果等の報告)

第8条 アドバイザーの助言等を受けた対象者は、ローカルSDGs 四国アドバイザー成果報告書(様式第4号)により共同代表に報告するものとする。

(アドバイザーの登録の取消)

第9条 共同代表は、アドバイザーがローカルSDGs 四国規約に反する行為を行ったときは、アドバイザーの登録を取り消すことができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、共同代表が別に定める。

附 則

この運用要領は、令和3年7月7日から施行する。